



# 大津市公報

平成30年2月15日  
第2244号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>告 示</b>	
24	生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 1
25	生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 1
26	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 2
<b>公 告</b>	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
	道路位置指定公告..... 3
	農用地利用集積計画公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
<b>議 会 議 長 告 示</b>	
1	大津市議会会議規程の一部改正..... 4

## 告 示

### 大津市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月15日

大津市長 越 直 美

#### 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本田眼科	大津市大萱一丁目16番15号	平成29年11月13日
ヴェール訪問看護ステーション	大津市大將軍一丁目10番2号ニュー大將軍松兼 103号室	平成29年12月1日

#### 2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
本田眼科	大津市大萱一丁目16番15号	平成29年11月12日
本田眼科	大津市大萱一丁目16番15号	平成29年12月20日

### 大津市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月15日

大津市長 越 直 美

#### 1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
医療法人湖青会小規模多機能型居宅	大津市和邇中浜303番地の1	医療法人湖青会	大津市和邇高城260番地の1	小規模多機能型居宅介護・介護	平成29年12月1日

介護サービス絆				予防小規模多機能型居宅介護	
まの薬局	大津市真野一丁目1番62号江若交通ビル1F	有限会社メディテック	大津市比叡辻二丁目17番6号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日

## 2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
デイサービス栗林の郷	(変更前) 大津市栗林町10番1号	株式会社MIC シルバーサービス	高島市今津町南新保423番地8	地域密着型通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業	平成30年2月1日
	(変更後) 大津市一里山四丁目25番14号				

## 3 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
大津市社会福祉事業団木戸ヘルパーステーション	大津市木戸709番地	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成30年1月10日

## 大津市告示第26号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月15日

大津市長 越 直 美

## 1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人湖青会小規模多機能型居宅介護サービス絆	大津市和邇中浜303番地の1	医療法人湖青会	大津市和邇高城260番地の1	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成29年12月1日
まの薬局	大津市真野一丁目1番62号江若交通ビル1F	有限会社メディテック	大津市比叡辻二丁目17番6号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月1日

## 2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
デイサービス栗林の郷	(変更前) 大津市栗林町10番1号	株式会社MIC シルバーサービス	高島市今津町南新保423番地8	地域密着型通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業	平成30年2月1日
	(変更後) 大津市一里山四丁目25番14号				

3 廃止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
大津市社会福祉事業団木戸ヘルパーステーション	大津市木戸709番地	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	大津市浜大津四丁目1番1号	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成30年 1月10日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年1月26日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市三宅町512番地3 佐々木 佑介	大津市大石富川三丁目字前出 1166番1	340.51㎡	平成30年 1月25日	第1391号
大津市木戸155番地の1セジュール志賀Ⅰ-201 加藤 貴規	大津市北比良字野986番60の一部及び同番153	253.73㎡	平成30年 1月25日	第1392号

（平成30年1月26日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年1月29日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
三重県名張市富貴ヶ丘六番町42番地21 社会福祉法人任天会 理事長 上岡 ひとみ	開発区域 大津市坂本六丁目字袋2742番6、2751番の一部、同番6及び同番7並びに上記地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本六丁目字袋2714番2の一部、2744番の一部及び2751番3の一部並びに上記地先大津市道及び大津市法定外道路	開発区域 2,280.53㎡ 開発行為に関する工事の区域 245.54㎡	平成30年 1月26日	第1393号

（平成30年1月29日揭示済）

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成30年1月31日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市本堅田二丁目字西の>73番 1	大津市大萱六丁目1番19号 株式会社日新地研 代表取締役 中村 正樹	19.94	6.00	1

(平成30年1月31日揭示済)

**農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(平成30年2月1日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府守口市桜町4番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	開発区域 大津市石山寺四丁目字別所 153番、同番1、155番、 156番、157番1、158番 1、159番1、161番及び同 番1並びに上記地先大津市 法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市石山寺二丁目字寺津 (138番1+同番3+同番 12+同番177)の一部並び に石山寺四丁目字別所136 番21の一部並びに上記地先 大津市道、大津市法定外道 路及び普通河川等	開発区域 8,478.76㎡ 開発行為に関する 工事の区域 2,053.53㎡	平成30年 1月31日	第1394号

(平成30年2月1日揭示済)

**議 会 議 長 告 示****大津市議会議長告示第1号**

大津市議会会議規程(平成26年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年2月15日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>( 発言の通告及び順序等 )</p> <p><b>第33条</b> - 略 -</p> <p>2 発言通告書には、<u>質疑又は質問については発言の種別及び発言の内容の詳細を、討論については反対又は賛成の別</u>を記載しなければならない。</p> <p>3 ~ 7 - 略 -</p> <p><b>様式第 2 号</b> ( 第33条関係 )</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発言通告書</p> <p>大津市議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">大津市議会議員</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり通告します。</p> <p>1 発言の種別 討論 議事進行 一身上の都合 提案説明</p> <p>2 発言内容 ( <u>討論の場合は、反対又は賛成の別</u> )</p>	<p>( 発言の通告及び順序等 )</p> <p><b>第33条</b> - 略 -</p> <p>2 発言通告書には、<u>発言の種別及び内容を記載しなければならない。ただし、質疑又は質問に係る発言の内容は、詳細に記載しなければならない。</u></p> <p>3 ~ 7 - 略 -</p> <p><b>様式第 2 号</b> ( 第33条関係 )</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発言通告書</p> <p>大津市議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">大津市議会議員</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり通告します。</p> <p>1 発言の種別 討論 議事進行 一身上の都合 提案説明</p> <p>2 発言内容</p>

**附 則**

この告示は、平成30年 2 月15日から施行する。